

《研究ノート》

ヒッタイト法書

——私的制裁から公的制裁へ——

安 藤 泰 子

はじめに

- 1 概観
 - 2 特徴
 - 3 奴隷に関する諸規定
 - 4 問題の所在
 - 5 検討
 - 6 恩赦と刑の執行
- おわりに

はじめに

本研究は、前稿「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」¹⁾および同じく前稿「古代イスラエルにおけるモーセ法」²⁾他を通して、古代国家社会における不法行為や犯罪、賠償や刑罰について検討を重ねてきた。一般に古代社会では被害者に向けられた加害に対し、被害者を含む被害者側による加害者を含む加害者側への復讐が認められ、和解が図られるまで、あるいはときに一氏族・部族が消滅するまで続行された。これが次第に社会の秩序

1) 安藤泰子「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」青山法学論集第64巻2号(2022.9)179-219頁。

2) 安藤泰子「古代イスラエルにおけるモーセ法」青山法学論集第64巻2号(2022.9)361-384頁。

を乱すものと考えられ、復讐の制限が行われていくことになるのであるが、本研究はこうした復讐や、国家社会の一定の発展の後に現れることとなったタリオ、すなわち同害報復に関する考察を介して、かつて不法行為と捉えられ、贖罪金をもってのみ解決されていた私的な制裁から、その制裁としての賠償制度を残存させながら、「公刑罰」が求められ、漸次「公的な制裁へ」と移っていく沿革を確認してきた。本稿は、これまで検討してきた基礎研究³⁾の延長として、幾つかの論考と同じく古代メソポタミア文明国のひとつとされるヒッタイトにおける法典に焦点を絞って、上と同じような沿革が確認されるか否か、検討を試みるものである。

なお、本稿はヒッタイト法書における私法一般に関する考察や解説を目的とするものではなく、これまでの論考における検討と同様に、主だって不法と犯罪、あるいは贖罪ないし賠償と刑罰に関するテーマに絞って考察を行うものであることを予めお断りする。

1 概観

ヒッタイト法書は、1906年から1907年にかけて行われたフゴー・ウィンクラー (Hugo Winckler) による学術発掘によって Boghazköi で発見されたヒッタイト古文書のなかのひとつの法律編纂物である。1921年に公表された同法書は、粘土板に楔形文字で記されたもので、制定年代は紀元前14世紀頃と推定される。ハムラビ法典とともに、法制史学的な観点から極めて貴重な文献とされる⁴⁾。同法書は、裁判の先例を収集し編纂したものであることから、体系的な法典と把握されるには及ばず、裁判にあたっての手引きとして参照されたものであると考えられている⁵⁾。同法書では財

3) 安藤泰子「刑法の分化史」青山法学論集第63巻3号(2021.12)107-156頁、同「ロシア最古の法典：ルースカヤ・プラウダ」同第64巻3号(2022.12)25-149頁。

4) 原田慶吉『楔形文字法の研究』弘文堂(1949)371頁。

5) ビリー・ジーン・コリンズ〔著〕山本孟〔訳〕『ヒッタイトの歴史と文化——紀元前2千年紀から紀元前1千年紀にかけて』リトン(2021)129頁。

産法や親族法とともに多くの賠償に関する規定が設けられ、200もの条文
 他が置かれている。幾つかの条文には、公刑罰観念が認められ得る規定が
 存在する。他の楔形文字法の特徴のひとつである階級刑法という点では共
 通点が認められるが、他方で——自由人と奴隷と明確に区別されているも
 のの——タリオ、すなわち同害報復はみられない。

アーリア語で記された法としては最古とされるヒッタイト法書⁶⁾は、上
 に指摘した通りハムラビ法典の影響を受けており、「発達した刑罰法」とし
 て解されている⁷⁾。それは、以下の理由による。すなわち、同法書は、刑
 罰法としては復讐の跡がみられず——ハムラビ法典と比較し——進化して
 いること、またセム系に共通する同害報復、すなわちタリオの原則が認め
 られない⁸⁾こと、峻厳な刑が鼻および耳削ぎ刑のみに限定され、かつ同刑
 については窃盗又は放火を犯した奴隷に限って科され得る刑であったこと、
 古代刑法の特徴としてみられる極刑である死刑が制限的に執行されていた
 こと、さらには「贖金制が支配的な刑種として科せられている」⁹⁾ことから、
 他の法書に比べればヒッタイト「法書の刑罰法が極めて温和的・人道的で
 ある」¹⁰⁾ことが挙げられる。

ここに、贖罪金ないし贖金(*compositio*)とは、被害者に対し加害者が支
 払うべき一定の金額であるが、基本的には当時の通貨であった銀をもって
 支払われ、被害者が自由人かまたは奴隷かなど、身分や階級によって、ま
 た侵害された被害の身体——が生命か、眼か歯か脚か手か、あるいは耳か
 鼻か、または胎児であったか、など——の各部によってその額が決定され

6) ヒッタイト法書については、原田・前掲注(4)『楔形文字法の研究』371–398
 頁。

7) 田中周友『世界法史概説』有信堂(1961)40頁、明石三郎『自力救済の研究』
 有斐閣(1961)11頁。Ephraim Neufeld., *The Hittite Laws*, Luzac., 1951, James
 B. Pritchard, *Ancient Near Eastern Texts: Relating to the Old Testament With*
Supplement, 3rd., ed., Princeton University Press, 1969 etc.

8) 原田・前掲注(4)267頁。

9) 田中・前掲注(7)40頁。

10) 田中・前掲注(7)40頁。

た¹¹⁾。この債務は被害者の相続人に継承され、「罰金と賠償金との兩性質を
具有する」¹²⁾ものと解されていた。支払われるべきは、当時、流通していた
銀とされていたことから、贖銀制といわれている。当時の社会は階級制で
あったことから、同一行為であっても支払われるべき贖金額は、その客体
が自由人か奴隸かによって異なり、既に述べた通り一般に前者に対する侵
害は後者のそれより重く、二倍の贖金額をもって解決されていた。

同法典における賠償金は、かつて古代国家から行われてきた復讐を機に
支払われることとなった被害者——多くの場合、被害者側遺族——に支払
われるべき金銭と同様の性質を有するものであった。それは、贖罪金ない
し贖金を意味するものであって、「罰金なると同時に賠償金たるの性質を兼
有するものであ」¹³⁾ったといわれるように、民刑が区別されず、混淆のまま
にあった。

2 特徴

本稿との関係で特徴的と考えられるのが、同法書において「人の提供」
をもって賠償とすると定められた条文が多い点である¹⁴⁾。その代表的な具
体例を、以下に示す。なお、古代ヒッタイト文字の解読の困難ゆえ、各条
文の英訳については、すべて Ephraim Neufeld., *The Hittite laws*, 1951 に
拠る。

第 1 条は、以下のように規定する。すなわち、

§ 1 If anyone slays a man or a woman in anger, he shall [bury him]
and shall surrender four persons, either man or woman, and his

11) 田中・前掲注 (7) 41 頁。

12) 田中・前掲注 (7) 40 頁。なお、同 41 頁は、ヒッタイトで行われていた賠償
金の支払いに関連し、「ゲルマン古法の平和金の性質が、ヒッタイト法にも嘗つ
て存したと推測せられる」と記し、これが中世初期のドイツ・ゲルマンで行わ
れていた「平和金」の支払いに影響を与えたものであろうことを指摘している。

13) 中田薫「西部亜細亜の古法律斷簡三種 (一)」法学論叢第 15 卷 3 号 (1926.3)
1-26 頁、特に 21 頁。

14) 中田・前掲注 (13) 22 頁。

estate shall be liable¹⁵⁾.

本条は、激高により他人を殺害した場合、被害者を埋葬し、男または女の4名を供し「彼の家をも責任者とする」¹⁶⁾と定めるものであり、「人の提供」、具体的には4名の「人の提供」をもって、遺族への賠償とする旨を規定したものである。同様の状況における被殺害者が奴隷であった場合に関する規定が、第2条に定められている。

第2条は、以下のように規定する。すなわち、

§ 2 If anyone slays a male-slave or a female-slave in anger, he shall bury him and shall surrender two persons, either man or woman, and his estate shall be liable¹⁷⁾.

同条は、殺害された者が奴隷であった場合、男または女2名の「人の提供」をもって、自ら行った不法につき、‘his estate shall be liable’賠償とするという規定であると解することができる。各条文を検証すれば、上にみられるように‘his estate shall be liable’、すなわち原田慶吉が訳出した、被害者の「家をも責任者とする」という文言が多く確認される。敷衍すれば、上の第1条及び第2条の他にも、これに続き同第3条乃至第8条、第11条乃至第15条、第17条、第19条及び第20条、第25条と、同法書の冒頭以降、多数認められる。これは、加害者自ら行った不法のゆえ、被害者の「家の面倒をみななければならない」¹⁸⁾との意と解されるものであり、加害者において遺族に対する賠償を拒否する場合であっても、生じた損害につき——多くの古代国家社会で行われてきた自力救済の歴史を辿り、その革沿を俯瞰すれば——被害者の遺族には「被告の財産から賠償させる権利があったことを意味する」¹⁹⁾ものと解し得る。

なお、中田薫によれば、——殺人罪及び傷害罪の二つに限定されていた

15) Ibid., Ephraim Neufeld., The Hittite laws, p. 1.

16) 原田・前掲注(4) 372頁。

17) Ibid., E. Neufeld., p.1.

18) コリNZ [著] 山本 [訳]・前掲注(5) 131頁。

19) コリNZ [著] 山本 [訳]・前掲注(5) 131頁。

とはいえ——条文上「彼の手に罪あらば」という文言をもって、「無意犯」と解し、同法典では故意犯か、(無過失を含む)過失犯とを区別していた²⁰⁾という。ここに、法制史学的観点からは、同法典は古代社会における刑法としては、相当程度「進歩したものであ」²¹⁾った、と評価されている。

傷害罪については、傷害が認められた身体の部位に応じ、個別的な規定が置かれている。傷害の対象が歯であった場合は、20 シェケルの贖銀の支払いが求められた(第7条)。頭部の場合は、3 シェケル(第9条)。手または脚に向けられた傷害については20 シェケル(第11条)など、各部について具体的に贖銀額が定められている²²⁾。これは、窃盗罪についても同様で、第109条により果樹園での果実窃盗については、100本毎に6 シェケルの贖罪金を支払わなければならないとされていた²³⁾。また、妊婦を殴打した結果、胎児を墮胎させた場合、10 か月を超える胎児であった場合10 シェケル、5 か月ならば5 シェケルの贖罪金がかされた(第17条)²⁴⁾。ここに、行われた侵害と支払われるべき贖罪金額の権衡が認められよう²⁵⁾。

そして、もうひとつの特徴とされるのが、——唯一の例外である、最高位にある裁判官である王による「裁判判に反抗した者の家は『死人の堆積』となる」²⁶⁾という、第173条に定められた家族の「縁坐制」²⁷⁾に基づく責任を除き——同法典は基本的に個人責任を採っていたという点である²⁸⁾。換言すれば、上の人道的な規定とは対照的に、例外的に縁坐制を残存させていた点が指摘されるべきであろう。

20) 中田・前掲注(13) 23 頁。

21) 中田・前掲注(13) 23 頁。

22) Ibid., E. Neufeld., pp.3-4., 中田・前掲注(13) 24 頁。

23) Ibid., E. Neufeld., p.33., 中田・前掲注(13) 24 頁。

24) Ibid., E. Neufeld., p.5., 中田・前掲注(13) 24 頁。

25) 中田・前掲注(13) 24 頁。

26) 中田・前掲注(13) 7 頁。

27) 原田・前掲注(4) 256 頁。

28) 中田・前掲注(13) 25 頁。なお、中田はこの点を——当時の未発達な責任概念にそうように——「個人處刑主義」という表記を用いている。この点については、原田・前掲注(4) 256-257 頁。

同法典において認められていた犯罪は、殺人罪や堕胎罪、強盗罪、横領罪の他、住居侵入罪、放火罪、近親相姦罪、反乱罪等²⁹⁾である。その他にも豚や犬に対する獣姦罪が設けられ、これに対しては死刑をもって処断された(第199条)。これらに対してかされた刑の種類は、いうまでもなく贖罪銀の支払いほか、死刑や労役、収監獄である。他にも、放火罪や窃盗罪を犯した奴隷に対しては、既述した通り、耳削ぎや鼻削ぎの刑がかされていた³⁰⁾。

3 奴隷に関する諸規定

上で指摘した通り、ヒッタイト法書については奴隷に関する規定が多く、全200条のうちの34条がこれを占めている³¹⁾。このことは、当時のヒッタイトにおいて奴隷の数が極めて多かったものと推察され、当時のヒッタイト社会において奴隷が求められていた状況のみならず、日常生活において奴隷が果たしていた役割の重要性や奴隷に関する定め必要性を反映したものであったと考えられる³²⁾。ヒッタイトにおける「奴隷の最大の供給源は捕虜」³³⁾であったとされ、戦地で捉えられた男子のみならず、被征服地から連行されてきた(住)民である。かつてより債務奴や購入奴隷も存在したが、これらの比率は相対的に低く、ヒッタイトが連年の如く、近隣地に対し軍事征服を行ってきたという沿革からすれば、連行されてきた住民を奴隷として労務に供させていたと考えられる。被征服地からは住民のみならず、そこで飼われていた羊や牛などの家畜も持ち帰った³⁴⁾という。ヒッタイト征服の折には、——法制史学上、考察の比較対象とされるアッシリ

29) 中田・前掲注(13)25頁。

30) 中田・前掲注(13)25頁。

31) 吉岡力「ヒッタイトの奴隷について」日本オリエント学会月報第3巻9-12号(1960)119-129頁、特に124頁、脚注(13)。

32) 吉岡・前掲注(31)121頁。

33) 吉岡・前掲注(31)121頁。

34) 吉岡・前掲注(31)122頁。

アとは相違して——戦地において敵対民を殺害せず被征服地より連れ帰り、捕虜としてあるいは奴隸として特定の労働に就かせていた。奴隸はヒッタイトの公有とされ、一定の地を画し集団生活のなかで生産物を作り王に納めていた³⁵⁾という。

同法書における奴隸は、無能力者とは位置づけられず、責任能力も認められていた。ゆえに、同法書における刑罰規定には、一般に自由人の半額の支払いが求められるとの定めが置かれている。奴隸に向けられた殺害を含む加害行為に対する賠償も、自由人のその半額である(第1条乃至第4条他)³⁶⁾。同法書が階級刑法であるといわれる所以である。他方で、奴隸は自由人と婚姻する権利を有していた。いわゆる嫁資ないし婚資を供すれば、自由人との婚姻も認められていた(第34条)³⁷⁾。

奴隸の隠匿については——ハムラビ法典では極刑が科されたのに比し——ヒッタイト法書では、1年間の奴隸の使用とみなされ、奴隸の所有者ないし主人に対しこれに相当する金額を、銀をもって支払うものとされていた(第24条)³⁸⁾。また、奴隸の逃亡に関しては、これを捕えた者に対し、奴隸の主人ないし所有者は靴を与え、捕らえた場所が河を渡らない同側ならば2シェケルを、河の向こう岸であった場合3シェケルの報奨金を支払うものとされた(第22条)³⁹⁾。さらに、奴隸の奪取については、該奴隸をその主人ないし所有者に返却し賠償金を支払うものとされていた(第20条及び第21条)⁴⁰⁾。

他方で、——ハムラビ法典にみられたように——主人に対する反抗をもって処される罰は存在しない⁴¹⁾。唯一、死刑が科されるのは、奴隸が蛇を殺

35) 吉岡・前掲注(31) 128頁。

36) Ibid., E. Neufeld., pp.1-2. etc., 吉岡・前掲注(31) 124-125頁。

37) Ibid., E. Neufeld., p.10., 吉岡・前掲注(31) 125頁。

38) Ibid., E. Neufeld., p.7., 吉岡・前掲注(31) 126頁。

39) Ibid., E. Neufeld., p.6., 吉岡・前掲注(31) 126頁。

40) Ibid., E. Neufeld., p.6., 吉岡・前掲注(31) 126頁。

41) 吉岡・前掲注(31) 126頁。

傷しこれを用いて悪霊や災いをもたらすために自由人を呪詛する場合であった(第170条)⁴²⁾。自由人の同一行為については、1マナの銀の罰金に対し、奴隷においては極刑がかされたのである⁴³⁾。

このように、同法書では奴隷に関する賠償金や刑に関し、詳細な定めが置かれていたのである。

4 問題の所在

リース・ゲルハルトが指摘した通り、ヒッタイト法を含む中期のアッシリア法などの楔形文字法では、民事法と刑事法の明瞭な区別はなされていなかった⁴⁴⁾。すなわち、ヒッタイト法においては、一定の行為に対し、賠償金の支払いと刑罰とが並立的または独立的に置かれ、両者は区別されずに混淆のままにあった。これは、加害者から被害者へと支払われるべき贖罪金ないし贖金の意義に関する解釈の問題であると考えられ、上で論じたように「罰金なると同時に賠償金たるの性質を兼有するもの」⁴⁵⁾、敷衍すれば①「私的制裁としてかされる、損害回復として求められるべき賠償金」と、②「公的制裁としてかされる、刑罰としての(主だって)罰金」としての両者を併せ有する性質のものであり、ここに、両者の混淆がみられるとの指摘が加えられているのである。しかるに、——本法書に確認される多くの——賠償金のみの定めを置いた諸規定をもって、明確な「公刑罰」の顕現を確認することができないのである。

5 検討

ヒッタイト法書が上のような規定ぶりになっているなかで、注視されるべきは第101条である。同条には、宮廷において執行される刑に関する規

42) Ibid., E. Neufeld., p.46., 吉岡・前掲注(31)126頁。

43) Ibid., E. Neufeld., p.46., 吉岡・前掲注(31)126頁。

44) リース・ゲルハルト〔著〕梁田史郎〔訳〕「刑事法と民事法の分離について」法政研究第73巻1号(2006.7)71-84頁、特に79頁。

45) 中田・前掲注(13)21頁。

定が設けられ、また第 9 第及び第 25 条は公的機関と捉え得る宮廷へと支払うべき罰金に関する規定を置いていた。これらの規定について、確認していくこととする。第 101 条は、次のように規定する。以下は、同じく E. Neufeld に拠る。すなわち、

§ 101

כִּי־יִגְנֹב אִישׁ נָפְתִים או־עֲנָפִי
נָפְתִים או־עֲנָפִי אֲנָסִים או־כְּצָלִים . .
... שְׁקָלִים כֶּסֶף שֶׁלְּמִו עֲרֵה־נָה:
..... שְׁקָלִים כֶּסֶף עַן הָאֲנָסִים:
שְׁקָל כֶּסֶף אֲנָדָת בְּצָלִים וְגַם־
כְּהִיכָל¹⁰⁶ בַּחֲנִית הַכֹּהֵן: כִּן הָיָה
עֲרֵה־נָה: וְעַתָּה אֶב־בְּנִי־חַיִּים הוּא
שֶׁשָּׁה שְׁקָלִים כֶּסֶף יְשֻׁלָּם וְאִם־עֶבֶד
הוּא (רַק) שְׁלֹשָׁה שְׁקָלִים כֶּסֶף יְשֻׁלָּם:

§ 101 If anyone steals vines, vine branches, pear trees or onions, hitherto [they used to give for one vine branch . . . she] kels of silver; [for one pear tree... she] kels of silver ; for a bundle of onions, one shekel of silver and they used to strike him with a spear [in the palac] e (?) [Hitherto] they have done thus. Now, if it is a free man, he shall give [six shekels of silver] and if it be a slave, he shall give three shekels of silver⁴⁶⁾.

同条は、従来は、葡萄の樹、葡萄枝、洋梨の樹または玉葱の盗取に対し、加害者は各 1 本の樹 (枝)、一束の玉ねぎに対し、銀 1 シェケルをもって支払い、宮廷にて槍で打つ刑がかされた。(現在は) 自由人であれば銀 6 シェケル、奴隷であれば銀 3 シェケルを支払わなければならない旨の規定である。本条においては、とりわけ本条後段に定められた、‘they used to strike

46) Ibid., E. Neufeld, p. 31.

him with a spear [in the palac] e (?)’ に注視されるべきであると考ええる。すなわち、「宮廷において」、「槍をもって殴打する」という文言に着目されるべきである。同条は、銀をもって支払われるべき金銭とは別に、公的機関と考えられる「宮廷」において、「槍で打つ」刑が科される旨を規定していたものと解し得る。これは、刑の執行方法から考慮すれば、私人による執行ではなく、条文上、①「宮廷で」、かつ、②「槍で打つ」と定められていることから、被害者ないし被害者を含む被害者側による私的な執行であると考えすることはできず、宮廷すなわち公的な場所における公的機関によって行われる刑の執行と考えられるのである。ゆえに、少なくとも同条後段については、「公刑罰」を規定したものと解し得ると考える。

なお、同第 9 条及び 25 条については、以下のように規定する。すなわち、

§ 9

כִּי־יִפְצַע אִישׁ אֶת־אִישׁ כְּרָאֻשׁוֹ
שֵׁשֶׁה שֶׁקֶלִים כֶּכֶף שְׁלָמוֹ עַד־הֵנָּה:
שְׁלֹשָׁה שֶׁקֶלִים לְקַח הַפְּצוּעַ וּשְׁלֹשָׁה
שֶׁקֶלִים לְקַחוֹ לְהַיּוֹבֵל (הַמֶּלֶךְ); וְעַתָּה
הַיּוֹר הַמֶּלֶךְ אֶת־כֶּכֶף (הַיּוֹבֵל) הַהֵיכָל וְבִק
הַפְּצוּעַ יִקַּח שְׁלֹשָׁה שֶׁקֶלִים כֶּכֶף:

§ 9 If anyone injures the head of a man, hitherto they used to give six shekels of silver; the injured man took three shekels of silver and three shekels of silver they took for the palace. But now *the king has abolished the* (*fine* due to the) palace, and only the injured man shall take three shekels of silver⁴⁷⁾.

同条は、他人の頭部を殴打した場合、加害者は被害者に対し銀 3 シェケル、宮廷に対し銀 3 シェケル、併せて 6 シェケルを支払うべきであるとい

47) Ibid., E. Neufeld, p. 3.

う趣旨の規定である。現在、王は（宮廷へ支払うべき）罰金を廃止（免除）し、加害者は銀 3 シェケルを被害者へと支払うこととした、という趣旨の定めである。

本条に規定された、‘and three shekels of silver they took *for the palace*.’ とこれに続く ‘*the king has abolished the (fine due to the) palace*’ については、宮廷へ支払うべき罰金の存在を明らかにしつつ、公の機関としての王が罰金を無効ないし撤廃したと記されており、ここに賠償金とは異なる性質の制裁の存在を確認することができる。

続く、第 25 条は、以下のように規定する。すなわち、

§ 25

כִּי־יִשְׁתִּין אִישׁ כְּבוֹר אֲחֵיכֶם
 (קְהָל?) [שְׁשָׁה] שֶׁקֶלִים כֶּסֶף נָתַן
 עַד־הֵנָּה: שְׁלֹשָׁה שֶׁקֶלִים כֶּסֶף נָתַן
 הַמִּשְׁתִּין וּשְׁלֹשָׁה שֶׁקֶלִים כֶּסֶף לָקָחוּ
 [לְהַיָּבֵל (בְּמִלָּךְ): וְעַתָּה הִסִּיר בְּמִלָּךְ
 אֶת־(כֶּסֶף) הַהַיָּבֵל (וְרָק) שְׁלֹשָׁה
 שֶׁקֶלִים כֶּסֶף יִשְׁלַם הַמִּשְׁתִּין וְאֶת־
 בֵּית־מִשְׁקָן יִתֵּן עֶרְבוֹן:

§ 25 If anyone contaminates a (communal?) pot or well, hitherto they used to give [six] shekels of silver. He who polluted gave three shekels of silver and three shekels of silver were taken [for the pala] ce. Now *the king has abolished the (fine due) to the palace*. The very one who pollutes shall give three shekels of silver, and his estate shall be liable⁴⁸⁾.

原田は同条について、以下のように訳出していた。すなわち、「若し人が瓶又は水槽の中にて、汚くするときは、曾つては銀六半シルクを〔彼等は〕

48) Ibid., E. Neufeld, p. 7.

與えたり。汚す者は銀三半シルクを與え、宮廷へは銀三半シルクを〔彼等は〕取りたり。今は王は宮廷分を免除したり。汚す者は同人自ら銀三半シルクを與え、彼の家をも責任者とす」⁴⁹⁾る、という規定である。

同条を直訳すれば、(共同の) 鍋または井戸を汚染(汚濁)した場合、その実行者(加害者)は銀6シェケルを支払うこととなっていた。加害者は銀3シェケルを、また銀3シェケルを〔宮廷のために〕支払うものとされていた。現在、王は宮廷へ支払うべき(罰金を)廃止した。加害者は銀3シェケルを支払い、‘his estate shall be liable’被害者に対し加害者の有する財産をもって責任を負わなければならない、という趣旨の定めであると考えられる。

同条においても、条文上 ‘three shekels of silver were taken [*for the pala] ce*’ と、またこれに続き ‘Now *the king has abolished the (fine due to the palace)*’ と記され、宮廷へ支払うべき罰金の存在を明らかにし、かつ、罰金については(現在)王はこれを無効ないし撤廃したと示されている。ここに、被害者へと支払われるべき賠償金とは異なる性質の制裁が存在したことを確認することができる。

敷衍するに、第9条及び第25条では、支払うべき相手方について、①被害者個人へと支払うべき賠償金のほかに、②「宮廷」へと支払うべき金銭の存在を示し、具体的な金額を定めている。これは、同法書のなかにみられる多くの賠償金のみをもって、犯された不法に対しその解決を図る諸条文とは異なって、公の機関である「宮廷」への支払いを命じる規定であると考えられる。上に指摘した第9条及び第25条については、直訳すれば「今、王は宮のための(罰金を)廃止した」、要約すれば「現行法では、公へと支払うべき罰金を廃止した」との注記がなされているが、ここに、本研究は両者に定められた「宮廷」へと支払うべき金銭について、これを「公刑罰」と解し得るものとするのである。

49) 原田・前掲注(4) 376頁。

なお、第6条には、以下で示す通り、殺人事件については、死体が置かれた土地の所有者が、その土地の提供をもって賠償することを定めている。第6条は、以下のように規定する。すなわち、

§ 6 If a person, man or woman, dies in another town, he in whose field he dies shall set aside one hundred of (his) field and he (the deceased) gets it (for his burial)⁵⁰⁾.

同条は、男または女が他の町で死亡した場合、死亡した(遺体が置かれていた)土地の所有者は、100 フィールドを画し、(遺族がこれを)取得する、と定めるものである。ここに、死亡するとは殺害されとの意であるところ⁵¹⁾、殺害現場となった土地の所有者が(遺族に対し)当該土地の一面にかかる提供をもってその責任を負う、という趣意の規定であると考えられる。こうした、多くの古代法で定められていた、村共同体を含む行政地区の責任や殺害にかかる遺体発見地の土地の所有者責任については、比較法制史上は「犯罪の行われた場所の者の悪意の推定に基く責任」⁵²⁾と説明され⁵³⁾、結果として被害者の遺族に対し救済を図った規定であると考えられる。具体的には、別稿「古代バビロニアにおけるハムラビ法典」でも論じるところと同様に、(結果として)遺族に対する救済規定と解される。これは、惹起された殺人という生命侵害に対しては、——加害者を発見または逮捕することができなかった場合には——私的訴追や私刑をもってその回復を図るあるいは私的な実行に任せるということを意味するものではなく、人の生命という重大な法益侵害に対しては、市及び市長という公的機関が、あるいは殺害現場となった(遺体が置かれていた)土地の所有者が

50) Ibid., E. Neufeld, pp. 2-3.

51) 原田・前掲注(4) 263 頁。

52) 原田・前掲注(4) 264 頁。

53) 原田によれば、日本の場合(徳川刑法における「村役人や五人組が、村民や組合員の犯罪に就て」負う連帯責任)は、こうした犯罪行為に関係したとされるゆえに負う推定責任ではなく、当該犯罪者への監督義務に関する懈怠のためにかかる責任であるという(原田・前掲注(4) 264 頁)。

その救済を図ることを意味するものであり、その意味で公的秩序の維持の必要性のみならず、これに対する具体的な救済措置が認められ、現代国家刑事法における被害者遺族救済制度を超えるものであると考えられる。

こうした、公的機関あるいは殺害実行にかかる(遺体が置かれていた)土地の所有者が負うべき被害者遺族に対する金銭の支払いは、ロシア最古のルースカヤ・プラウダでも同様にみられるところであるが、その本質はむしろ時の権力者が自らの権威の確立を図ったものであり、結果として被害者の遺族がその利益を受けるものであったとも考えられる。この点については、同プラウダのもとでは、時の権力者ないし支配者を支える公(侯)の従事者に対する殺害に関する規定であるため、ヒッタイト法書の趣旨と同様に解することには慎重を期すべきであると考えられるが、同プラウダのもとにおける公(侯)の従事者に対する殺害について、共同体がその責任を負い、遺族に対して人命金を支払う義務が課されており(ヤロスラフの子等のプラウダ第20条、但し、この場合は「罰金」と解されるものと考えられる)⁵⁴⁾、またハムラビ法典においても同様の規定が設けられていた(第23条及び第24条)ことについては、特筆されるべきであると考ええる。

なお、殺人をはじめとする幾つかの不法に関しては、不法を行ったゆえに科される刑罰とは別に、——前稿「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」第2節「私的訴追と民事訴訟制度」第5項「殺人の穢れ」で論じたと同様に——これによってもたらされる不浄、すなわち穢れという概念が汎く社会に浸透しており、これを清める儀礼が行われていたという。不法を行った者によって引き起こされた穢れについては、これを償わなかった場合、罪の報いが後世まで伴うものと考えられていた。穢れに対しては呪術を介し回避されなければならない、不法を行った者は神に対して自ら行った不法を告白し、その怒りを鎮めることが求められたのである。付言すれば、

54) 安藤・前掲注(3)「ロシア最古の法典：ルースカヤ・プラウダ」25-149頁、石戸谷重郎「ルースカヤ・プラウダについて」奈良学芸大学紀要第3巻1号(1953.12)31-40頁、特に36頁。

こうした穢れの問題は、——前稿「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」で既に指摘したところであるが——殺人を犯した者のみならず、懐胎の子女、すなわち妊婦についても同様に穢れたものとみなされ⁵⁵⁾、夫と同席の上、食卓に着くことを避けるなど、妊婦は特定の期間隔離され、期間終了後に浄めの儀式が行われた⁵⁶⁾という。

6 恩赦と刑の執行

ヒッタイトでは、「国の最上位の法廷を催したのは王であった」⁵⁷⁾という。また、死刑の宣告の可能性を含む重大事件の裁判については、「王の法廷」⁵⁸⁾がその管轄権を有することになっていた。いうまでもなく、税や役務の免除に関する訴訟についても王の関与が確認されている⁵⁹⁾。そして、コリンズによれば、「自由民に死刑を宣告できるのは王だけであった」⁶⁰⁾という。その執行方法は斬首であり、それに代わる刑罰は追放刑であった⁶¹⁾。ヒッタイト法書においては、——ハムラビ法典に比し——峻厳ないし過酷な刑罰は置かれておらず、反乱罪の首謀者ほかに対しても死刑ではなく、失明刑が科されるものとされていた⁶²⁾。

また、同第188条、第198条及び第199条の各規定のなかには、王による恩赦特権も認められていたことは特筆されるべきである。多くの現代国家において恩赦は、司法権の作用として認められるのではなく、行政権(あるいは立法権)の作用として、裁判によって確定した刑罰につき、国家刑罰権の全部またはその一部を消滅若しくは軽減させる制度であるとされているが、古代ヒッタイトにあっては、近代ないし現代国家と同様な権力(三

55) 安藤・前掲注(1)「古代ギリシアにおける刑罰観と訴訟観」199頁。

56) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)188-189頁。

57) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)133頁。

58) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)133頁。

59) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)133頁。

60) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)135頁。

61) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)135頁。

62) コリンズ〔著〕山本〔訳〕・前掲注(5)135頁。

権) 分立を採っていたとは考え難く、岸本通夫によれば「ヒッタイトの王権の内容は、ほぼ統帥権・祭祀権・外交権・一部の裁判権の四つの側面を持つ」⁶³⁾と解することができるという。しかるに、こうした状況のなかにあつては、現代国家にいう行政権もまた王の命によって行われ、また一部の司法権も王が有し、その行使については法定または慣習あるいは時として専制的に行っていたものと思われる。そうだとすれば、ここにいる恩赦は、現代国家における恩赦とは異なり、王による——刑罰権行使に対する直接的な停止とも考えられ——恩赦が行われるという意味において、被害者を含む被害者側によって行われる私的制裁、すなわち私刑ではなく、被害者という個人以外の、いわば公的機関たる王によって行われる刑罰権行使に関する直接的な停止という意味において、「公刑」の執行もまた王によって行われていたと解し得るものと考ええる。こうした見解によれば、現代国家にいう司法権を王が有し、行政も汎く王の命によって行われていたことからすれば、刑罰権の行使や刑の執行もまた王によったものと考えられるのである。

このような論理的展開を踏まえ、刑の執行方法について考察すれば、原田が指摘するように、「ヒッタイト法の死刑は、恐らく王が執行する公刑であろう」⁶⁴⁾と導かれるのである。こうした観点から、原田は「ハンムラビ法典とヒッタイト法とは、官憲の執行する純然たる公刑罰の出現」と⁶⁵⁾いう点において、アッシリア法書⁶⁶⁾よりも進んでいたと論じていた。

おわりに

以上、本稿では古代メソポタミア文明国のひとつであるヒッタイトに焦

63) 岸本通夫「ヒッタイトの王権に関する問題点二三」オリエント第5巻2号(1962)15-25頁、特に23頁。

64) 原田・前掲注(4)253頁。

65) 原田・前掲注(4)253頁。

66) アッシリア法書については、中田薫「西部亜細亜の古法律断简三種(二)・完」法学論叢第15巻4号(1926.4)23-49頁。

点を絞り、そこで制定されたヒットایت法書について検討を重ねてきた。その結果、自力救済ないし私的な救済に際しかつてより行われてきた私的な執行のみではなく、ヒットایت法書を介し加害者が行った不法に対し贖罪金がかされることとなったこと。この贖罪金の意義については、賠償金と罰金との両性質を併せ有するものと解されているが、同法書においてはこうした両者の性質を併有する制裁の他に、「公刑罰」と解され得る条文が存在することを確認してきた。

こうして、旧来より指摘されてきた「賠償金と罰金」が——いわば民刑——混淆の常態にあるなかでも、賠償金とは異なる性質の制裁、すなわち明確に「公刑罰」と解され得る罰条が顕現してくるのである。敷衍すれば、私刑と捉えられ得る「賠償金」から、漸次「公刑」と把握し得る刑罰が顕現することとなり、公の秩序を害する行為については公的な制裁、換言すれば「公刑罰」がかされることとなった史実を同法典に現れた幾つかの具体的な条文を介して検証し得たものとする。

本研究は、本稿の検討を介して、ヒットایت法書においても幾つかのメソポタミア文明諸国を含む古代国家社会における法典と同様に、私的制裁の方法としての贖罪金ないし賠償金を残存させながら、「私的制裁から公的制裁へ」と移っていく沿革に現われることとなった「分岐」現象を確認した。